給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	□ 1．現年度	□ 2．新年度	□ 3．両年度

令和　年　月　日 提出	市区町村長殿		
給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	
	フリガナ		
	氏名又は名称		
	個人番号※注1 又は法人番号		←個人番号は、左端を空欄とし右詰めで記載
特別徴収義務者指定番号			※市区町村ごとに異なります。
連絡先	所属		
	氏名		
	電話	内線（　　）	

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法 ※1月1日以降の異動の場合は一括徴収が義務付けられています。※注4
宛名番号※注1								
フリガナ								
氏名								
生年月日	T・S H・R 年 月 日							
個人番号※注2								
受給者番号※注3								
1月1日現在の住所								
異動後の住所	□同上		円	□月から □月まで	□月から □月まで	□年 □月 □日	□ 右から番号を記入 1．退職 2．転勤・転職 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払額少・不定期 6．合併・解散 7．その他 その他事由・理由（　　）	□ 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収※注4 3. 普通徴収（本人納付）
			円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	□ 新規	法人番号	
	所在地	〒	連絡先	所属
	フリガナ			氏名
	氏名又は名称			電話　内線（　　）

新しい勤務先では、月割額　　円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

受給者番号※注2	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入 1．必要 2．不要

2．一括徴収の場合

理由 □ 右から番号を記入

1．異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和__年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由 □ 右から番号を記入

1．異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和__年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

記※ 市 区 町 村欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてご使用いただくか、市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

御注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

3 「受給者番号」は、納税義務者用税額通知を電子データによる受け取りを希望する事業所は必ずご記入ください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、地方税法第321条の5第2項但書により、一括徴収することが義務づけられています。（五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。）